

鳥羽商船高等専門学校ネーミングライツパートナー・広告パートナー募集要項

鳥羽商船高等専門学校（以下「本校」という。）では、「ネーミングライツパートナー」又は「広告パートナー」となっていただける団体を募集します。

これらのパートナーには、本校の保有施設やその他財産の命名権又は広告を掲載する権利を付与いたします。詳細は次のとおりです。

1. 募集種別

ネーミングライツパートナーの募集は、一般提案型及び企画提案型の2種類、広告パートナーの募集は、広告提案型の1種類です。

一般提案型と企画提案型は、愛称の設定とサイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）の設置が可能です。一般提案型は主に建物内的一部共用スペース、企画提案型は主に建物施設となります。

広告提案型は、広告（企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）を本校が指定する場所に設置可能です。

(1) ネーミングライツパートナー

① 一般提案型

本校が設定した施設等に、愛称、サイン及び広告の提案を受け契約を結ぶものです。主に建物内的一部共用スペースを対象としており、サイン及び広告の設置場所及びサイズは本校が指定します。詳しくは、別紙をご参照ください。

② 企画提案型

本校が設定した施設等に、愛称、サイン及び広告の提案を受け契約を結ぶものです。主に建物施設を対象としており、サイン及び広告の設置場所やサイズは自由に提案できます。詳しくは、別紙をご参照ください。

(2) 広告パートナー

① 広告提案型

本校が指定する場所に広告の提案を受け、契約を結ぶものです。詳しくは、別紙をご参照ください。

2. 応募概要

(1) 契約の条件

① 契約期間

ネーミングライツパートナーは原則3年以上、広告パートナーは原則1年以上とします。

②ネーミングライツ料及び広告料（年間契約額。消費税及び地方消費税は別途）

別紙の目安額によります。詳細はお問合せください。

③契約の更新

本校と協議の上、更新も可能です。

(2) 応募資格

法人及び法人以外の団体が対象です。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ③ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ④ 社会問題をおこしているもの
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の規程による貸金業を行うものの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- ⑥ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規程する政治団体
- ⑧ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体
- ⑨ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- ⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑪ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑫ 前各号によるもののほか、ネーミングライツパートナー、広告パートナーとしてふさわしくないと本校が認めるもの

(3) 命名権等の付与

①愛称、サイン、広告（以下「愛称等」という。）は、対象施設の運営に支障を及ぼさないものとします。

②本校の施設にふさわしい愛称等とし、次に掲げるものは認められません。

・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

- ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・高専の信用又は品位を害するおそれのあるもの
 - ・特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
 - ・宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
 - ・個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
 - ・著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条に規定する営業に関するもの
 - ・貸金業法(昭和58年法律第32号) 第2条に規定する貸金業に関するもの
 - ・酒の広告や飲酒を促すもの
 - ・たばこの広告や喫煙を促すもの
 - ・社会問題の主義及び主張に関するもの
 - ・個人の名刺広告に関するもの
 - ・その他校長が表記する愛称として適当でないと認めるもの
- ③愛称等は、本校で審議の上、最終決定します。ただし、当該施設等の目的・用途等を勘案し、愛称等の変更を求めることがあります。
- ④混乱を避けるため、ネーミングライツパートナーからの契約期間中の愛称の変更はできません。
- ⑤本校の規則で定められた名称は変更しないものとします。また、利用者に愛称の使用を義務付けることはできません。

(4) 特典、付帯条件等

- ネーミングライツパートナー及び広告パートナーには、次の各号に掲げる特典があります。(詳細な内容については、本校と事前協議することが必要です。) ただし、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はできません。
- ①ネーミングライツパートナーは、愛称の設定の他、施設等にサイン及び広告を設置することができます。
 - ②広告パートナーは、施設等に広告を設置することができます。
 - ③本校は、本校の広報紙やホームページを通じて、愛称の普及と定着に努力します。
 - ④ネーミングライツパートナー及び広告パートナー自身もネーミングライツパートナー及び広告パートナーであることをPRすることができます。
 - ⑤その他に希望される特典等(付帯条件)があれば、応募時に提案することができます。

(5) 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担等

- ①ネーミングライツ事業及び広告事業に係る施設の愛称等の設置及び変更に係る経費については、ネーミングライツパートナー及び広告パートナーが負担するものとします。
- ②契約期間の満了及び命名権等の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナー及び広告パートナーが負担するものとします。
- ③サイン及び広告の設置にあたり、デザイン、寸法、材質、設置場所、設置日時等については、本校と協議が必要です。（協議の上、必要に応じて変更となる場合があります。）また、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、ご留意願います。
- ④契約締結後に作成する本校広報誌等への愛称等の表示及び本校のホームページ掲載等については本校の負担で行います。
- ⑤愛称等の使用開始日において、サイン及び広告の一部設置が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料及び広告料に変更はありません。
- ⑥サイン及び広告が破損した場合、またはこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、全てネーミングライツパートナー及び広告パートナーが負担するものとします。

(6) 募集期間

令和8年1月20日（火）～令和8年2月28日（土）

ただし、募集期間内に応募がない場合には、募集期間以降も隨時受け付けるものとします。

(7) 応募時の提出書類

- (8)ネーミングライツ事業・広告事業実施申込書（別紙様式第1号）
- (9)法人等の概要を記載した書類
- (10)定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (11)法人の登記事項証明書
- (12)直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (13)国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）
- (14)サイン及び広告の原案図、設計図（ネーミングライツ事業）
- (15)広告の原案図、設計図（広告事業）

(8) 選定方法

次の資格要件及び選定基準を基に、本校学校運営委員会において、応募の趣旨、愛称、サイン、広告、ネーミングライツ料・広告料及び契約期間等を総合的に判断して

ネーミングライツパートナー及び広告パートナーの候補者を選定します。なお、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

また、応募の内容によっては、選定しない（不採用とする）場合もあります。

○資格要件及び選定基準

	選定項目	要件・基準等	判断等
資格要件	応募の趣旨	応募資格を満たしているか。	適・否
		過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。	適・否
		経営基盤が安定しているか。	適・否
選定基準	愛称等	親しみやすさ等、本校教職員、学生、地域住民に受け入れられるか。	適・否
	ネーミングライツ料・広告料	財政的な観点から高額なほど高評価とする。	金額
	契約期間	愛称の定着や本校教育を支援する観点から期間が長いほど高評価とする。	年数
判定	教育環境に相応しいかという観点を踏まえ、資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。		順位

(9) 選定結果の通知および公表

選定結果は申込者に通知します。また、本校のホームページ等で公表します。

(10) 留意事項

- ①応募に要する経費等は、すべて応募者の負担とします。
- ②提出された書類は、返却しません。
- ③提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき開示する場合があります。

(11) 応募書類の提出先及び問い合わせ先

鳥羽商船高等専門学校総務課企画・地域連携係

〒517-8501 三重県鳥羽市池上町1-1

TEL 0599-25-8402

MAIL soumu-kikaku@toba-cmt.ac.jp

(迷惑メール対策のため、@以下「toba-cmt.ac.jp」を省略しています。)

※本件に関する質問、施設見学は随時受け付けておりますのでご連絡願います。

申込がありましたら、メールや電話等にて連絡させていただきます。数日経っても連絡がない場合はこちらに届いてないこともありますので、確認の連絡をお願いいたします。

(12) その他

この事業は、「鳥羽商船高等専門学校ネーミングライツ事業及び広告事業取扱規則」(令和7年12月9日制定)に基づき実施しており、事業収入は本校施設等の維持管理、修繕その他施設整備に要する費用の一部に充てることを目的としております。

ネーミングライツ事業・広告事業 対象施設 料金目安

事業種別	内容	対象施設	施設概要	ネーミングライツ料・広告料 目安額（年額） ※消費税及び地方消費税は別
ネーミングライツ事業	一般提案型	メディアホール	292m ² 座席数 約200席 授業、講演、集会等に利用	500,000円
		クリエイティブラボ	260m ² 座席数 約90席 授業、公開講座等に利用。 授業等の無い時間は学生に開放	300,000円
		マルチラボ	212m ² 座席数 約100席 授業、公開講座等に利用。 授業等の無い時間は学生に開放	500,000円
		図書館	閲覧室 248m ² 書庫 285m ² 座席数74席	300,000円
	企画提案型	第一体育館	841m ²	400,000円
		第二体育館	1078m ²	400,000円
		運動場		400,000円
		潮騒会館	880m ²	500,000円
		実習工場A	392m ²	300,000円
		実習工場B	504m ²	300,000円
		ものづくり工房	347m ²	300,000円
		艇庫	660m ²	300,000円

ネーミングライツ事業・広告事業 対象施設 料金目安（案）

事業種別	内容	対象施設	施設概要	ネーミングライツ料・広告料 目安額（年額） ※消費税及び地方消費税は別
広告事業	広告提案型 ・本校が指定する場所に広告を掲示	浮き桟橋	ガードレール	100,000円
			フェンス	200,000円
			ベンチ	100,000円
		鳥羽丸	①教室 左壁面	100,000円
			②教室 右壁面	100,000円
			③通路 壁面	200,000円
			④～⑪男子学生室 扉	(1扉当たり) 30,000円
		情報メディア教育センター内 階段	①1階～踊り場 12段	120,000円
			②踊り場～2階 12段	120,000円

一般提案型 対象施設① メディアホール

入口扉(全2か所)(20cm×30cm)

入口扉横壁面(1か所)(50cm×300cm)



建物外壁(1か所)(50cm×70cm)



※サイン・広告スペースは概ねのサイズです。

一般提案型 対象施設② クリエイティブラボ

入口扉上部(全2か所)(15cm×150cm)
ガラス面 (全2か所)(30cm×70cm)



室内 柱 (全3か所)(20cm×30cm)



※サイン・広告スペースは概ねのサイズです。

一般提案型 対象施設③ マルチラボ

入口扉上部(全2か所)(15cm×150cm)
ガラス面(全2か所)(30cm×70cm)



※サイン・広告スペースは概ねのサイズです。

一般提案型 対象施設④ 図書館

正面入口扉ガラス面(2か所)(30cm×70cm)



カウンタ一下(1か所)(70cm×140cm)



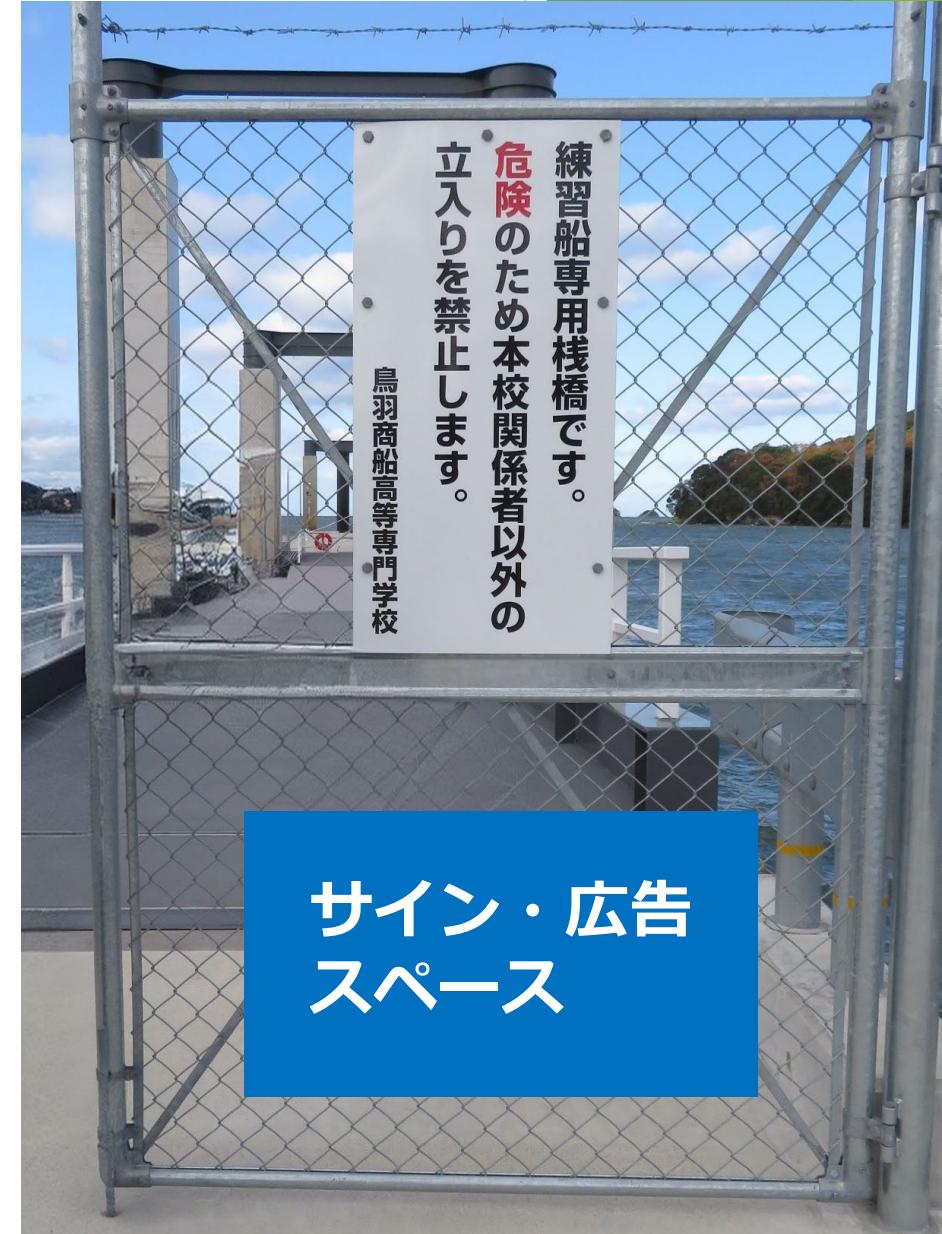
※サイン・広告スペースは概ねのサイズです。

広告提案型 対象施設① 浮き桟橋

ガードレール(1か所)(20cm×55cm)



フェンス(1か所) (70cm×100cm)



※サイン・広告スペースは概ねのサイズです。

広告提案型 対象施設② ベンチ

応募者がサイン・広告の入ったベンチを準備してください。

ベンチの仕様及び設置場所は本校と協議の上決定します。

※イメージ



広告提案型 対象施設③ 鳥羽丸 船内①～⑪



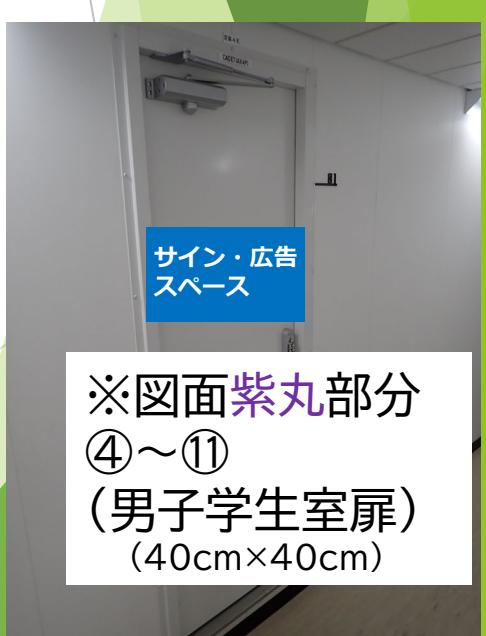
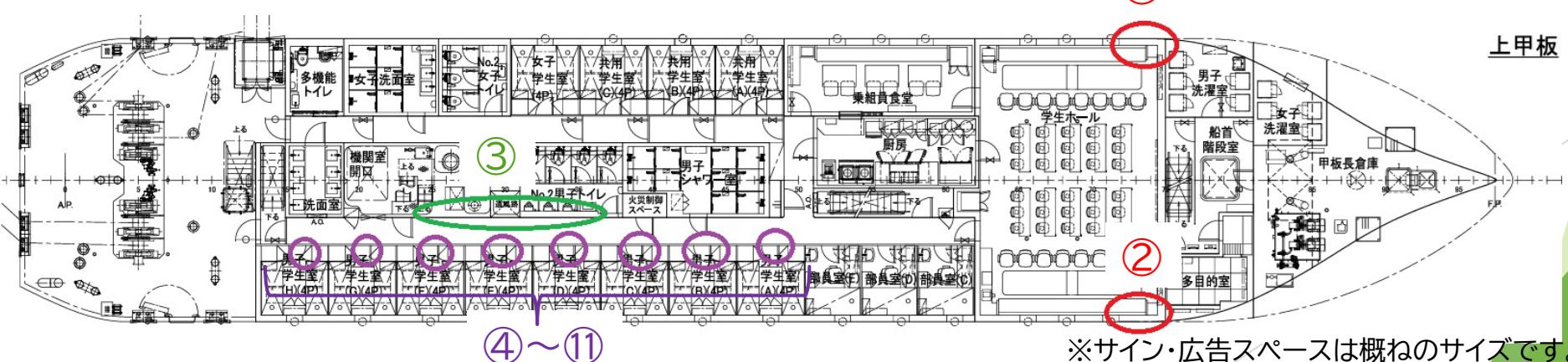
※図面赤丸部分①
教室左壁面(90cm×130cm)



※図面赤丸部分②
教室右壁面
(90cm×130cm)



※図面緑丸部分③
通路壁面
(90cm×600cm)

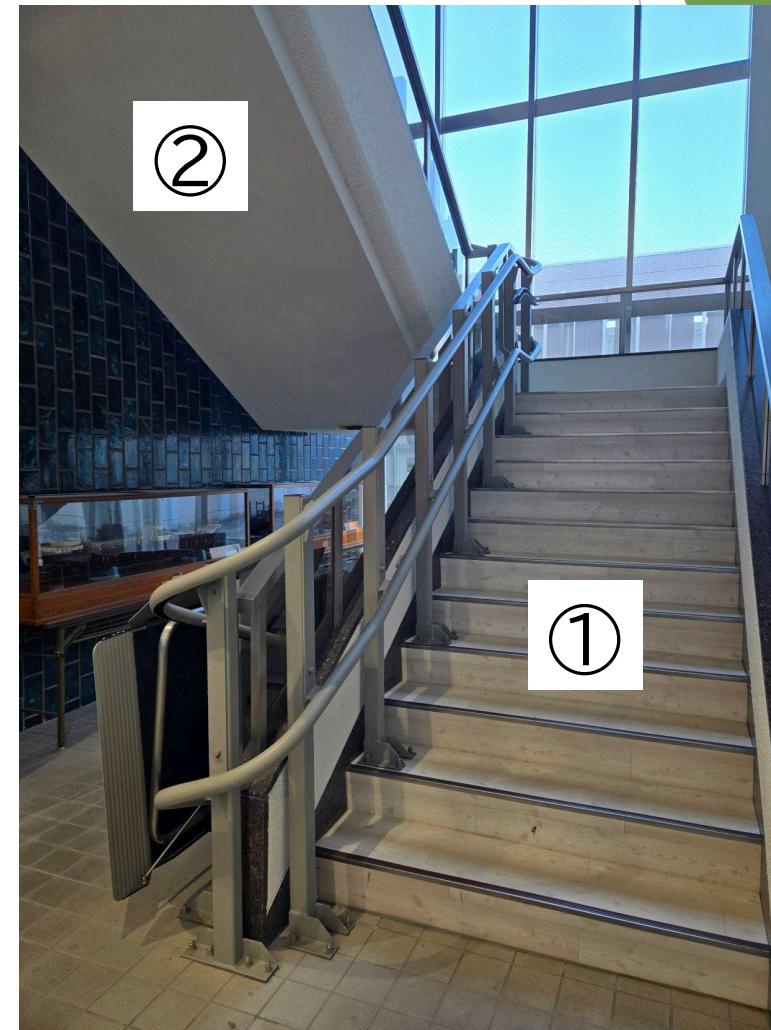


※図面紫丸部分
④～⑪
(男子学生室扉)
(40cm×40cm)

広告提案型 対象施設④ 情報メディア教育センター 階段①、②

情報メディア教育センター内 階段

- ①12段
- ②12段 (15cm×140cm)



※サイン・広告スペースは概ねのサイズです。